

## 参考資料①

地方独立行政法人の仕組み

# 1 地方独立行政法人とは…

地域において必要な事業で

民間に行わせた場合は  
必ずしも実施されないおそれがある事業を

効率的かつ効果的に実施するために

市が**100%出資**して設立する法人

公営企業(水道・鉄道・病院)

試験研究・大学

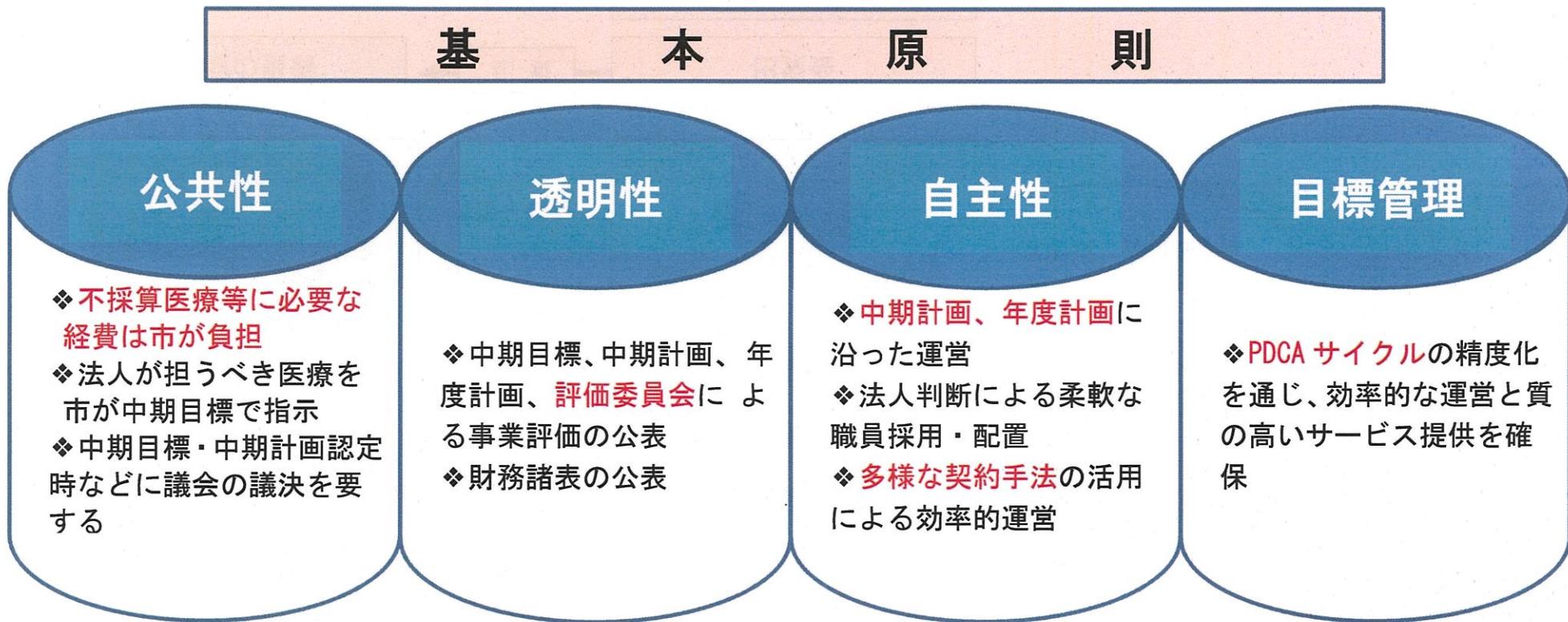
## ◆法人設立

議会の議決を経て定款を定め、  
総務大臣の認可を要する

## ◆一般地方独立行政法人 (非公務員型)

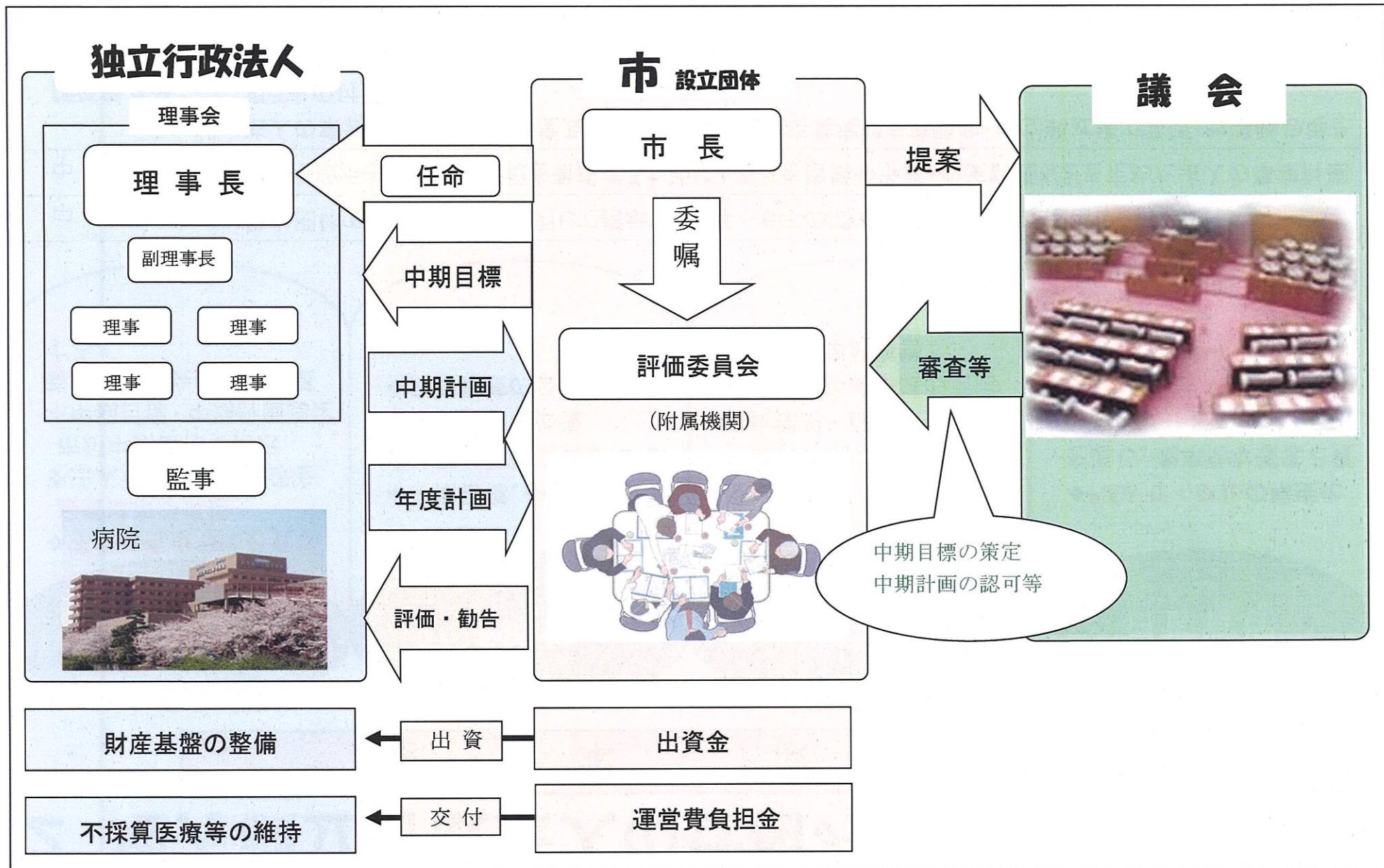
- ❖ 法人に経営に係る権限が移譲される
- ❖ 法人の自律性、自主性を尊重する一方で、評価委員会制度により、その業務実績について、設立団体である市が示した中期目標等に照らし、評価される
- ❖ 情報の公表が強化
- ❖ 高度医療・政策医療に関しては、市より運営交付金が交付

## 2 地方独立行政法人の仕組み



中 期 目 標	設立団体である市が法人に対して指示する3年～5年の間で達成すべき事業運営に関する目標
中 期 計 画	市から指示された中期目標を達成するためにとるべき措置や予算・収支計画などを定めた法人の事業計画
評価委員会	法人の業務実施に関し各年度及び中期目標期間の事業実績を専門的・中立的立場で評価・改善勧告等を担う市の付属機関 結果を法人・設立団体の長に通知し、公表する
理 事 会	理事長、副理事長、理事で構成され中期計画、年度計画策定など運営の中核を担う (その他役員には財務諸表や事業報告の監査を担う監事が長より任命される)

## 地方独立行政法人制度のイメージ



## (1) 地方独立行政法人と市の関係

市は法人の設立団体として、引き続きその責任を果たします。

(ア) : 法人の設立に関する関与

- ①市長は、法人の代表者である理事長、業務を監査する監事を任命します。
- ②市は、出資することで法人の財政基盤を整備します。
- ③市は、不採算医療を維持するために法人へ運営費負担金を交付します。

(イ) : 法人の業務運営に関する関与

- ①市は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として策定し、法人に指示。法人は、市が指示した中期目標を達成するために「中期計画」を作成し、市の認可を受けます。また、各年度の事業計画「年度計画」を作成し、市に届け出。
- ②法人は、各年度が終了した後、その業務について評価委員会の評価を受けます。

## (2) 理事会の設置

地方独立行政法人は、市長から任命された理事長が法人内で責任ある体制を構築するために、理事長及び理事によって組織される理事会を設置し、法人の業務に関する議決又は意思決定を執行する機関として位置付けられます。

### ◇理事会の議を経るべき事項

- ・中期計画等認可事項
- ・年度計画
- ・予算、決算関係
- ・設置者の認可及び承認事項
- ・診療科その他重要な組織の設置又は廃止
- ・重要な規定の制定又は廃止

### 3 全適と比較した独法の相違点・ポイント

人事	<ul style="list-style-type: none"><li>理事長及び監事の任免権は市長</li><li>病院職員の定員決定、任命権限は理事長にあり、職員の定数条例（議会へ付議）からの開放（理事長権限の明確性の確保）</li><li>交流人事から離脱した事務系の法人プロパーの採用</li></ul>
給与	<ul style="list-style-type: none"><li>業績、能力で評価される「人事評価制度」の適用が可能</li><li>独自給与表、独自手当の導入が可能</li></ul> <p>→全適下でも不可能ではないが、労働組合の影響、職員の公務員意識の根強さから実現する団体はないに等しい</p>
運営	<ul style="list-style-type: none"><li>市が示した中期目標に基づき、中期計画を作成</li><li>中期計画に基づき年度計画を作成</li><li>第三者評価機関である評価委員会が中期計画、年度計画終了時評価を行う</li></ul>
財務	<ul style="list-style-type: none"><li>予算、決算時における議会への付議は不要で、中期計画の範囲内の運用（予算単年度主義から開放された多様な契約形態の選択）</li><li>使用料や手数料なども条例ではなく中期計画で定める</li><li>独自の借入、債権発行ができず、設立団体からの長期借入のみが認められる</li></ul>